

令和8年6月12日

文部科学大臣 松本 洋平 様

埼玉県知事 大野 元裕

高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

時代とともに多様化する教育へのニーズ、学校における働き方改革の推進や「いわゆる高校無償化」、「学校給食費の抜本的な負担軽減」による影響など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代や環境の変化の中で、未来を創る全ての子供たちが意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めていくに当たり、現在の学校や教師、子供を取り巻く環境は、様々な課題に直面しています。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計

(1) 現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

教育の機会均等の確保の観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。しかし、就学支援金の支給期間は、正規修業年数までであり、それを超える部分は、生徒が負担している。

また、県立高校（単位制による定時制）においては、県が定めた授業料

額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。

本県においては、施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、年収約 500 万円未満世帯までを生徒納付金の実質無償化の対象とするなど、父母の負担軽減を図っている。

<奨学のための給付金制度>

本制度は、国の補助制度を活用した低所得世帯における経済的負担の軽減を目的とする各都道府県の事業である。国の制度改正により、令和 8 年度からは中所得世帯まで拡充されたものの、生活保護受給世帯を除き、修学旅行費が給付の対象外となっている。また、制度実施に要する事務費は国庫補助金の対象外となっている。

給付に当たっては、マイナンバーを使用した申請、所得確認に加え、就学支援金の受給資格も要件の一つとなっている。生徒保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化を図るため、就学支援金の申請と一体化された全国共通のシステムを導入することが効果的である。

<奨学金事業>

高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成 17 年度から 10 年間にわたり国から交付金が配分されてきた。本県においては基金を創設し、そこに交付金を積み立ててきたところである。

本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、毎年度 3,000 人程度が利用している。この方式では金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、一定期間滞納となった場合の元金相当額を損失補償として金融機関に補填しているが、その原資として基金を取り崩しているため、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

<高校教育の持続可能な制度設計>

いわゆる高等学校授業料の無償化により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。

一方で、人口集中地域とそれ以外の地域では、一般に生徒一人当たりにより費用に差があり、生徒数が減少し、生徒一人当たりにより費用が

増加しても、引き続き地域の公立高校が教育基盤としてその責務を果たしていく必要があることから、進学者の減少と併せ、公立高校設置者の財政負担がより増大し、結果として国民の負担増につながることになる。

また、財政負担を抑制するため高校の統廃合を進めると、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。

国からは、令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」が公表され、各都道府県において、国の基本方針を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」を策定することが求められているが、令和9年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みについて詳細が示されていない。

地域における高校教育の維持向上を図るため、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るとともに、新たな財政支援について早急に制度の詳細を示すべきである。

(2) 要望項目

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、国の責任において就学支援金制度における全ての財源を確実に確保し、支給限度額及び支給上限期間の撤廃や補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。

就学支援金制度及び奨学のための給付金制度については、生徒保護者及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しをすること。

令和8年度から拡充された高校生等への修学支援制度について、今後、地方に影響がある変更を行う場合は、事前に都道府県の意見を踏まえた上、可能な限り速やかに示すこと。

奨学のための給付金制度については、生活保護受給世帯以外が対象となっていない修学旅行費相当額についても、財政措置を講じること。

奨学のための給付金制度に係る国庫補助については、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。

奨学のための給付金制度については、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう、制度設計を見直すこと。

奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう、交付金を再開すること。

国の責任において、財政面の負担はもとより、居住地に関係なく、子供たちが魅力のある学校を選択できる、持続可能な制度を設計すること。具体的には、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援を行うこと。その際、教育改革に伴う施設整備も含めて柔軟に対応できる仕組みとするとともに、現行の教育現場における取組に支障が生じないように既存の教育財源を原資とせず、地方に負担を求めない全額交付とすること。また、都道府県において円滑な実施ができるよう、過度な事務負担が生じない仕組みとすること。

2 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について

(1) 現状・課題等

職業安定法第 27 条の規定に基づき、県立高等学校等の校長は求人・求職の申込の受理や求職者の求人者への紹介など、公共職業安定所長の業務の一部を分担している。

この分担は校長の同意又は要請によることとなっているが、公共職業安定所の職業紹介の体制から実情として分担が前提となっている。これは実質的な委託業務であり、教育現場に多大な業務負担が発生しているにもかかわらず、担当する教員の定員及び人件費等の財政措置が講じられておらず、支援を行う十分な「高等学校就職支援教員」（以下「ジョブ・サポート・ティーチャー」という。）の配置もなされていない。本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていることから、これに係る費用については全額国の負担とすべきである。

また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報WEB提供サービス」（以下「高卒WEB」という。）は、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題がある。令和 8 年 2 月に開催された「第 35 回高等学校就職問題検討会議」において、高卒WEBの改修を検討することが明らかになったが、具体的な内容は盛

り込まれておらず、また、改修まで相当の期間を要する見込みとなっている。

そのため、教育現場では、利便性が高い民間サービスを利用せざるを得ない状況にあるが、雇用側にとっては、支払料金に応じて生徒に提供される情報量及び頻度の変動するため、公平な情報提供の機会が確保されないという課題がある。

(2) 要望項目

職業安定法第 27 条の規定に基づく業務分担の費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を、ジョブ・サポート・ティーチャーの定数拡充により適切に補充すること。

高校生の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、次の点を十分に反映されたい。

- ・ 生徒が主体的に企業や職種を調べることができるよう、求人票を容易に検索・比較検討できる機能や生徒一人一人に応じた情報を提示する機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。
- ・ 紙の求人票の整理や応募前職場見学の日程調整など、現在教員が行っている事務処理を省略化できるよう、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。
- ・ スマートフォンやタブレットなどの多様なデバイスに対応したシステムとすること。
- ・ 高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築が完了するまでは、実情として教育現場での利用が進んでいる民間サービスを国として推奨すると同時に、推奨する民間サービスにおいては、雇用側の支払った金額に応じて就職側が受け取る情報に差がつかないように適切な支援を行うこと。

3 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進

(1) 現状・課題等

持続可能な指導体制を構築し、きめ細かな指導体制による、新たな学びを実装するためには、基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善を進めるとともに、教師の持ち時数の軽減にも資する小学校における教科担任制の更なる拡充や、中学校における学級編制の標準を引下げ、切れ目なく35人学級の導入を進める必要がある。

また、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒への支援を充実させ、よりきめ細かな指導を実現するためには、十分な教職員の配置が必要である。このため、特別支援学級の学級編制の標準の引下げや、通級指導や日本語指導の算定基準の改善を行う必要がある。

さらに、多様化・複雑化している課題へ対応するため、養護教諭や栄養教諭の重要性は年々増加していることや、事務職員についても、その専門性を生かして、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。特に、栄養教諭は、現状の定数算定基準では、各校に1人配置されないため、食に対する効果的な指導が十分に行えるよう定数算定基準を見直す必要がある。

一方、日本語指導や通級指導などの特別の教育課程を実施する場合は、個別の定数算定基準が設けられているのに対し、学びの多様化学校や夜間中学の教職員定数は、義務標準法に基づき、通常の学校や分教室と同様に算定され、通常の教育課程を実施する学校と算定基準が同様のため、学びの多様化学校や夜間中学についても、個別の算定基準を導入する必要がある。

家庭に関する学科における実習助手については、他の学科と比較しても最も配置基準が厳しいものとなっており、実践的な教育活動に支障があることから、配置基準を見直す必要がある。

また、特別支援教育コーディネーターを専業として法令に位置付け、定数として明示することで、その役割に専念できる条件整備を行う必要がある。

特別支援学校のセンター的機能は、地域の小・中・高等学校等に対して、

特別支援教育に関する専門的な支援を行うために重要な役割を果たしており、要請件数も増加傾向にある。特別支援学校のセンター的機能の更なる充実が必要であるため、センター的機能の中核を担う特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについて、現在の加配措置をさらに拡大する必要がある。

加えて、幼稚部及び専攻科の教職員定数についても、小学部、中学部、高等部に準じた法制度を整備する必要がある。また、幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度が整備されるときには、「産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援」の対象校種に含める必要がある。

(2) 要望項目

持続可能な指導体制を構築するとともに、きめ細かな指導体制による新たな学びを実装するため、基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善を進めるとともに、小学校における教科担任制の推進や中学校における切れ目ない35人学級の導入を確実に進めること。

小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準を改善するとともに、通級指導や日本語指導などの基礎定数について、よりきめ細かな指導を実現するため、十分な教員配置を可能とする算定基準とすること。

不登校やアレルギー対策などの多様化・複雑化する課題への対応や教職員の専門性を生かした校務運営に向けて、養護教諭や栄養教諭、事務職員等についても十分な配置を可能とする算定基準とすること。

学びの多様化学校など、現代的な課題への対応のために特別の教育課程を実施する学校について、教職員定数を改善すること。

家庭科教育の一層の充実のため、家庭に関する学科の実習助手について配置基準を引き下げること。

特別支援教育コーディネーターを専業として法令に位置付け、定数として明示することで、その役割に専念できる条件整備を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校1校に対して複数名の加配措置をすること。

特別支援学校の幼稚部及び専攻科について、小学部、中学部及び高等部に準じた教職員定数に係る法制度を整備するとともに、「産・育休代替教

師の安定的確保のための加配定数による支援」について、対象校種に加えること。

4 学校給食費の無償化の対象拡大

(1) 現状・課題等

学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。

令和8年4月7日に成立した文部科学省の令和8年度の「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」予算により、子育て支援に取り組む自治体を支援するため、小学校段階（公立）の児童の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されている。

しかし、「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」による支援では、実際の給食費には足りない場合があり、その不足額については各自治体による負担、保護者による負担など自治体により対応が異なることから、地域間での格差が生じるおそれがある。

(2) 要望項目

学校給食費における地域間格差をなくすため、抜本的な負担軽減ではなく、公立私立に関わらず小・中学校の学校給食の無償化について、国の責任で全ての財源を確実に確保し、具体的な施策を示すこと。

5 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援体制の充実及び指導体制の整備

(1) 現状・課題等

県内公立学校における日本語支援を必要とする児童生徒数は加速度的に増加している。

<文部科学省の事業について>

外国人児童生徒の受入れ体制づくりについては、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。

「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」に係る補助金については、申請額に対する国庫補助内定額が不足しており、事業の実施に支障をきたしている。この補助金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、十分な財政措置を講じるべきである。

また、市町村における当該補助金の活用が進むよう、協議会の設置を必須とする等の要件を緩和するなど、制度設計を見直す必要がある。

＜日本語指導に係る教材について＞

日本語指導の教材は、他教科と同様に、児童生徒に育みたい資質・能力を踏まえて作成されるものであり、受入れ地域によって変わるものではない。

一方、国で統一した日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムがなく、日本語指導教材の作成は各自治体にまかされており、その整備状況は地域によってばらつきがある。

(2) 要望項目

急増する外国人児童生徒の受入れ体制づくりが推進できるよう、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」における補助率を引き上げること。また、協議会の設置を必須とする等の要件を緩和するなど、より活用しやすくなるよう制度設計を見直すこと。

令和8年度中に文部科学省が作成予定の日本語指導に係るガイドラインに基づき、日本語指導に係る教師用及び児童生徒用の標準的な教材を整備すること。

6 こども性暴力防止法の円滑な運用のための制度構築

(1) 現状・課題等

法律上、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことや、その他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。

このため、こども性暴力防止法施行ガイドラインが策定されたが、犯罪

事実確認等の対象となる従事者に該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められ、職種の一部が対象になり得るものかの判断に苦慮している状況である。

また、特定免許状失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムなどの複数のシステムを活用等する必要があり、事務負担が増大している。

児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められた学校の教職員について、児童生徒と接触させないためには、教育委員会事務局等に配置転換する以外に実質的に選択肢がない。しかし、教育委員会事務局については、各自治体で定数を定めており、自治体ごとの定数と現員の状況によって、配置転換が困難となるおそれがある。

また、配置転換等の防止措置を講じた場合、他の教職員の業務量の増加やそれに伴う精神的なストレスが生じ、モチベーションの低下や離職につながるるとともに、授業の遅延や質の低下が生じるおそれがある。

このような事態を未然に防止し、児童生徒の学びを保証するためには、国による定数措置や財政措置が必要である。

(2) 要望項目

学校教育法施行規則に規定されている職種について、国が現在示している3つの要件で判断する場合には、都道府県により犯罪事実確認等の対象の範囲の考え方にばらつきが生じるおそれもあり、国においてより明確な基準もしくは職種によって対象とするか否かの基準とすること。

特定免許状失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムについては、システムの連携や統合等を検討し、地方に過重な事務負担が生じないようにすること。

こども性暴力防止法に基づく防止措置を円滑に講じるとともに、また、当該措置を講じた場合に児童生徒への影響を生じさせないよう、必要となる定数措置や財政措置について、国の責任で完全に措置すること。

7 遠隔授業における生徒数、教職員配置及び学習評価方法の弾力化

(1) 現状・課題等

高等学校においては、平成 27 年 4 月に学校教育法施行規則が一部改正され、遠隔授業の実施が認められたが、現在の制度では「同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること」とされているため、受講を希望する全ての生徒に対して授業を実施できないことが想定される。

また、単位認定等の評価者についても、「配信側の教員が行うべきものであること」とされており、配信側の教員に限定されているため、配信側の教員にとって負担となり、遠隔授業の導入の支障となることが想定される。

当該要件が撤廃されれば、一人の教員による複数の学校を対象とした遠隔授業の実施により、より多くの生徒に対して同時に授業を行うことが可能となり、生徒の学習機会の充実に資するとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。また、受信側で授業に関わることで、経験の浅い教員の資質向上につながることを期待される。

さらには、受信側の教員が学習評価を行えるようになることで、配信側の教員の負担が軽減されるほか、遠隔授業の導入により受信側の教員の授業準備等の負担も軽減されるなど、教員の働き方改革の観点からもメリットは大きい。

本県では、令和 6 年度より、生徒が 40 人を超える授業や、受信側における学習評価について検証を行っている。

(2) 要望項目

高等学校において、「教科・科目充実型」の授業を行う際に、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として 40 人以下とすること」としている要件及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を撤廃すること。

8 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進及び調査の精選・効率化

(1) 現状・課題等

本県の小・中学校においては、教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の配置により、業務の切り分けによる負担軽減が可能となっているが、高等学校や特別支援学校も含め、多様な外部人材を活用した、更なる業務の切り分け等による支援体制の構築が求められる。

他方、本県においては、教員業務支援員の全小・中学校配置は困難であり、加えて高等学校や特別支援学校においては配置できていない状況である。教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制の充実が必要である。

本県における働き方改革の実効性を高め、加速していくためには、全ての学校種に教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員を配置する必要があり、その配置に係る費用に対する補助率の引き上げ又は全額補助など財源を拡充する必要がある。

教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の3分の1以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の3分の1以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合を同一とすることが適切である。

また、いわゆる給特法の一部改正を受け、国において、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。この指針では文部科学省の取組として、学校における業務の縮減に取り組むとされた。

さらに、中央教育審議会の答申においても、調査を「教師にとって負担感が強い業務の一つ」とし、調査の内容の見直し、精選等について改めて留意が必要であるとしていることから、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が必要である。

(2) 要望項目

教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引上げ及び予算拡充を行うこと。

学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減につながるよう、調査の精選や回答方法の一層の効率化等を行うこと。

9 学校部活動の地域展開等への環境整備

(1) 現状・課題等

国は、令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、休日の部活動について、令和13年度末までに、原則全ての中学校の学校部活動において地域展開の実現を目指し、現時点で着手していない地方公共団体においても、令和8年度から令和10年度までの間に、確実に休日の地域展開等に着手することが示されている。

国の令和8年度当初予算では、部活動の地域展開等推進事業について、恒常的な財政支援となるか明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。

また、学校部活動の地域展開等を進めるためには、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知する必要がある。特に、これまで教職員の献身によって行われてきた学校部活動が地域へ展開されることで、一定の受益者負担が生じることに対する国民の理解が重要であり、国が責任をもって周知する必要がある。

国はガイドラインにおいて、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置については、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要があると示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充を図っていくことが求められる。

加えて、国はガイドラインにおいて、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要と示しているが、地域にお

ける生徒の体験格差を生まないためには、国による恒常的な財政支援を図っていくことが求められる。

(2) 要望項目

学校部活動の地域展開等に係る地域クラブの運営費や体制整備に係る費用について、地域展開が円滑に進むように引き続き財政支援を図ること。

学校部活動の地域展開等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民へ十分に周知した上で、一定の受益者負担が生じることについて、国においても引き続き十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

学校部活動が地域に展開されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、引き続き部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。

家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する世帯の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、恒常的な財政支援を図ること。

10 文化財建造物の防火対策の強化

(1) 現状・課題等

本県では近年、国・県指定文化財の火災被害は発生していないが、首里城正殿（2019年、沖縄県）、中家住宅（2024年、奈良県）など、全国で断続的に文化財の火災被害が発生している。

文化財保護法では、所有者や管理団体に対して文化財の適切な維持管理を義務付けているほか、損壊・毀損等に関する罰則は設けられているが、文化財周辺における第三者による火気使用への規制に関する規定はない。

また、国指定文化財（建造物）の防災施設設備の整備や修理等に対する補助制度が設けられているが、補助を利用しても所有者等の費用負担が大きく、防火設備の設置・改修が十分に進んでおらず、補助事業者の事業規模に応じた補助の充実が必要である。

さらに、地方指定文化財（建造物）の防火設備の設置・改修等に対する国の補助制度がないため、所有者等の費用負担が大きく国指定以上に設置・改修が進んでいない状況である。地方指定文化財も、文化財保護法第182条第2項の規定に基づいて指定されたものであり、各地域で重要と認められた文化財の防火対策強化のため、国による補助制度創設や財政措置拡充が必要である。

(2) 要望項目

国指定文化財（建造物）の防火対策強化のため、文化財保護法に規定された所有者等による適切な管理に加え、文化財周辺における第三者による火気使用への規制・指導のあり方を検討すること。

国指定文化財（建造物）の防火対策強化のため、防災施設整備に関する国庫補助（重要文化財等防災施設整備事業費及び重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費）について、補助事業者の事業規模に応じた補助率加算の拡充を図ること。

地方公共団体が条例に基づき指定した地方指定文化財（建造物）についても、主に多額の費用負担を理由に所有者等による防火設備の設置・改修が十分に進んでいないことに鑑み、これを促進するための補助制度創設や財政措置拡充を検討すること。